

巡回支援指導事業について

参考資料2：「より良い保育のためのチェックリスト」（横浜市作成）
 (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.htmlに掲載)

セルフチェックリスト

自分の保育の中で下記のようなかわりがないか、確認してみましょう。

	良くないと考えられるかわり	チェック欄	より良いかわりへのポイント
子ども一人ひとりの人権を尊重しないかわり	両手などを洗っている子に、「早くやっつて、できないなら後に行なって」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	保育者が子どもの清潔さという気持ちを書き去りしした発想をする。子どもは自分を否定されていると感じます。自己肯定感を育む言葉がけをしましょう。
物事を強要するようなかかわり、脅迫的な言葉がけ	寝ずに起きている子どもに対し、「外で寝るよう」に言った後、布団を子どもの布団と替えて敷いたりする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	午睡中に起すことが他の子どもに迷惑であること、身体を休めることの大切を伝え、子どもが納得して行動できるよう言葉がけをしましょう。
罰を与える・乱暴なかかわり	子どもの人数チェックをする際、子どもの頭を手で大きくようにして人数を数える。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもによっては、頭を叩かれたと感じることもあります。人数をチェックする際も、一人ひとりの顔を見ながら、丁寧にカウントしましょう。
	子どもを注意する際に、「だめよ」と言って子どもの手を叩く。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	叩くという行為は虐待です。また、保育者の「叩く」という行動を子どもが真似てしまうこともあります。暴力的な行動によって悪影響を及ぼすことはやめましょう。
一人ひとりの子どもの個性や発達環境を考慮しないかわり	登園が遅い、服が汚れている、お風呂に入っていない、便出物の遅れなどの際にも、子どもに「また心の悪いお母さん忘れたの、いつも忘れてるね。」や「昨日お風呂に入れてもらわなかったの。」など否定的な言葉がけをする。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもや家庭の置かれている状況はさまざまです。保育者を否定されること、子ども自身の存在も否定されている気持ちになります。保育者を否定するようなことは、子どもに対して伝えないようにしましょう。
差別的なかかわり	クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに、「○○ちゃんは早くできないのね、だめな子になっちゃうよ」と言う。	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> している (したことがある)	子どもの心をつなげる言葉かけは、子どもの人権を尊重する行為です。また、他の子どもたちの前での保育者の差別的な発言は、子ども同士の間にも伝わることがあります。

※本冊子は全国保育士協会が作成した「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～「子どもを尊重する保育のために～」を一部抜粋し、保育の中で起こりうる事例を取り込んで作成しています。チェックリストは全国保育士協会のHPに全文が記載されています。QRコードからぜひダウンロードして、園内の研修などに活用してください。

全国保育士協会URL: <https://www.z-hoikushikai.com/>
 (チェックリストは、全国保育士協会HPにダウンロード可能ですが、掲載されています。)

発行：横浜市子ども青少年局 保育・教育課企画課（電話：045-671-3564）

よりよい保育のための チェックリスト

～人権擁護のために～



「目標を達成するには、これをやらなければならないといけない」

「今これをやらなければならないと困る」といった思いから、
保育者主体の保育になることはありませんか？

子どもに対する熱い思い、日々の忙しさなど、保育者主体になってしまう背景は
様々かもしませんが、保育の主体は子どもです。

「これをやりたくないようにするにはどうすればいいか」というように、
常に「子どもの目線」を考えて保育を行いましょう。

保育の専門職である保育士・保育教諭の様さまが、保育を行う上で重要な「子どもを尊重すること」や「子どもの人権擁護」についてあらためて意識を高め、自分の保育を振り返っていただくことを目的にこのチェックリストを作成しました。

また、自らが無意識に「子どもを書き去りした保育」や「保育者の都合で進める保育」を行っていないかの自己点検や、園内のミーティング・研修の場などで活用し、さらなる保育の質の向上を目指しましょう。

保育士として学び始めた人はもちろん、保育士として経験豊富な人も、一度基本を見直す材料としてこのチェックリストを活用してみましょう。



横浜市子ども青少年局

子どもの動きを促すとき・止める時のポイント

子どもの動きや、手をつかんで、引っ張っていないですか？



子どもの動きを無理に止めたり、動かしたりするために腕を引っ張って止めることは、脱臼等の怪我をする恐れがある、不適切な保育です。子どもの意思で活動することが大切です。

例えば
「走り回っている子に対しては「こっちはあそび場」と構ったり、「走る時はここです」とルールを示してあげましょう。
「散歩に行きたがらない子には公園に行ったら○○遊びができるよ」と見通しを伝えましょう。

また、友だちをたたく子に対して、痛みを教えるためにたたかなくても、不適切な保育です。子ども同士の間には、双方の気持ちに寄り添ったやり方を開き、仲良くしましょう。

食事についてのポイント

一人ひとりの心身の状態を確認しながら、子どもと一緒に食べる量を確認していきます。また、好き嫌いをなくしたいから食べさせてほしい、「○○は食べないから、無意味に食べさせてあげよう」といふ思いから、デザートは食べさせない、○○は食べさせてはいませんか？まずはその子のペースを理解し、援助したり、言葉かけをし食べる意欲を引き出していきたいです。

「ぼけてしまふから」「食べる量が少ないから」といった理由で、配膳時に勝手に食事を減らす勝手な決定をいませんか？



汁物は一緒に出すとほづからならぬ

お野菜食べたらぬ

保護者に対する「困ったなあ」について

「○○ちゃんのお母さんはいつもお迎えが遅くて困るよ」「△△ちゃんはずんずんおんねんされてないよ」など、子どもが保護者への「困ったなあ」を書いていませんか？



どんな小さい子どもでも、保護者のことを心配していることは感じます。保護者を否定することで、子ども自身の存在も否定される気持ちになります。子どもの前では、決して保護者のことを悪く言わないようにしましょう。

また、職員間の様子も、子どもたちはよく見ています。たとえば職員間で話し合っている時、子どもの前ではやめましょう。言葉づかいや声量などが大きすぎないか改めて気をつけましょう。

言葉かけのポイント

子どもたちに対して「片づけなさいよ」「何回もいってらわかんないの」など、強い口調や命令口調を使っているいませんか？



このような子どもたちが困ることを引き起こしていませんか？

強がらせることで言うことを聞かせようとして、保育者の思い通りに動かそうとするのではなく、どうしたいのか、子どもと一緒に考えましょう。例えば、お片づけなどはお人形は、お人形のおうちに連れて行くことなど片づける場所をわかりやすく伝えたり、一緒に片づけたりしましょう。声量も、必要以上に大きな声になっていないか、改めて確認してみましょう。

排泄について

あとで濡らしてしまつたら大変なので、「出ない」と言っているのに無理に便器に座らせていませんか？



排泄は個人差があり、強い便意は子どもにも我慢を感じさせ、トイレ嫌いになってしまうこともあります。自分で尿意を伝えられるようになった子であればその子のペースを尊重しましょう。濡らしてしまつても「だから言ったでしょ」と叱らさず、優しく、人目につかないところで対応しましょう。

子どもへの差別的な扱いについて

特定の子どもばかりに声をかけていませんか？あるいはそういう間接を見かけませんか？



「○○ちゃん一緒に手を洗おうね」
「あの人いつも○○ちゃんにべったりなんだよ」
「○○ちゃん一緒に遊ぼうか」

特定の子どもばかりに、積極的に声をかけたり、関わったりすることは、差別的なかわりです。

「あの人はあの子だけ特別に可愛がっている」など気になる場合は、チームとして、子どもにも不利な保育がなされないよう、気になったことはお互いに声をかけあったり、周りの仲間にも相談してみましょう。

施設で掲げる目標達成について

子どもの健やかな発達を促すために、「卒業するまで○○できるように」といった目標を掲げるのはもちろん大切なことです。しかし、それを達成するために、子どもの個々の発達状況や意欲を無視しないまま、無理を強いてはいませんか？ 体への負担の仕方、声かけの言葉、言葉づかい本人の人権への配慮、差別の心配がないか、改めて確認してみましょう。

また、保育所保育指針や幼稚園教育要領など、施設・保育環境の制約においても、保育の計画やカリキュラムは子どもの発達や生活の状況に応じて、柔軟に保育・教育を行うこととされています。みなさまの施設の計画・カリキュラムははいかがでしょうか？

